

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）に係るマッチング支援業務委託仕様書

1 業務目的

地方創生に資する企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）（以下、「企業版ふるさと納税」という。）による寄附獲得の拡大に向けて、埼玉県の実業に関心を持つ県外企業等（以下、「県外企業」という。）をリサーチし、企業版ふるさと納税による埼玉県への寄附（以下、「寄附」という。）を働きかけるもの。本業務委託は成果報酬型とし、寄附に至ったうへは、当該寄附企業を仲介した受託者に対して、契約条件に基づく一定割合の委託料を支払うこととする。支払額の上限は、本業務に係る令和7年度予算額とし、委託契約の相手方が複数の場合は、この予算額をすべての相手方に対する支払総額の上限とする。

2 業務内容

（1）ホームページ等への情報掲載

受託者は、埼玉県が定める企業版ふるさと納税を通じた寄附受け入れ対象事業（以下、「寄附受入事業」という。）の情報について、受託者が管理する企業版ふるさと納税に関する紹介ホームページ等に掲載し、県外企業に対し情報発信すること。なお、受託者が当該ホームページ等を持たない場合は、この限りでない。

（2）県外企業への働きかけ

受託者は、県外企業をリサーチのうへ、直接訪問、電話、メール等の手段を通じ、分かりやすい資料等を用いて積極的に寄附を働きかけること。なお、働きかけに際しては、企業版ふるさと納税の制度の詳細を丁寧に説明し、十分な理解を得たうへで、相手企業の意向に沿った寄附受入事業を適時適切に紹介すること。

（3）進捗状況の報告

受託者は、寄附に結びつく可能性がある県外企業の情報を獲得した際は、速やかに埼玉県に報告し、必要に応じて寄附確定に必要な情報の提供や支援を求めること。この際、埼玉県職員等の同行訪問やリモートによる御挨拶、詳細説明などのフォローが必要と受託者が判断した場合、埼玉県は受託者の求めに応じて適切な対応をとるものとする。なお、同行訪問に必要な埼玉県職員の出張旅費は、埼玉県が負担する。また、寄附に結びつく可能性がある県外企業の情報がない場合においても、受託者は埼玉県の求めに応じて、進捗状況を報告すること。

（4）事務代行

受託者は、埼玉県への寄附が確定した県外企業（以下、「寄附企業」という。）が現れた際は、速やかに埼玉県に報告のうへ、寄附実施までの事務全般に関する埼玉県及び寄附企業との連絡調整を行うこと。ただし、別途、埼玉県または寄附企業の意向等により、埼玉県と寄附企業が直接事務を処理する場合はこの限りでない。なお、埼玉県への寄附金の入金は令和8年3月31日を締め切りとする。

（5）請求書の提出

寄附企業による埼玉県への寄附金額の入金（物納の場合は納品）が確認された後、受託者は、事務手続きを埼玉県と調整のうへ、寄附獲得額に応じた委託料の請求書を

提出すること。請求金額は、委託金額（委託金額に1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）とする。

なお、埼玉県への寄附金の入金は、（4）に記載のとおり令和8年3月31日を締め切りとし、請求書の提出期限は令和8年4月30日とする。寄附金の入金締め切りを過ぎた場合、受託者は埼玉県に対して、当該寄附金に対する委託料を請求することができない一方、埼玉県は寄附企業に対して当該寄附金を返還しない。

（6）打ち合わせ

埼玉県が必要と認める場合に随時実施（リモート会議含む）

（7）成果品及び納品時期

ア 寄附獲得実績リスト

イ 提出期限 令和8年3月31日

ウ 提出手法 メールによる電子データの提出。様式は問わない。

4 その他

ア 受託者が複数の場合は、すべての受託者に対する委託料の支払総額の上限が本業務に係る予算額となるため、県外企業が本県への寄附の意向を示した際は、予め埼玉県に情報共有し、委託料の支払い可否について確認のうえ県外企業との調整を進めること。事前調整なく寄附金が入金され、これに対する委託料と、他の寄附に対する委託料総額（支払予定額を含む）の合計が上限額（本業務に係る令和7年度予算額）を上回った場合、当該委託料を支払うことができなくなる場合がある。この場合、埼玉県は一切の責任を負わないものとする。

イ この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、埼玉県と受託者が協議して決定するものとする。

ウ 埼玉県は、本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。

エ 本契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から埼玉県に帰属する。